

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2020年10月 9 日
【発行者の名称】	北海道歯科産業株式会社 (Hokkaido Shika Sangyo Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山田 哲哉
【本店の所在の場所】	札幌市白石区菊水上町二条四丁目36番77
【電話番号】	011-813-5556
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 神谷 康弘
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される https://www.nihon-ma.co.jp/ir/ ウェブサイトのアドレス】	
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2020年11月16日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	北海道歯科産業株式会社 https://www.hokusankk.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期	第67期	第68期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	4,463,468	4,275,293	4,611,576
経常利益 (千円)	46,834	44,311	42,589
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	26,358	22,997	△7,662
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—
資本金 (千円)	24,000	24,000	24,000
発行済株式総数 (株)	4,800,000	4,800,000	4,800,000
純資産額 (千円)	548,790	569,388	560,525
総資産額 (千円)	1,251,988	1,154,594	1,242,639
1株当たり純資産額 (円)	114.33	118.62	116.78
1株当たり配当額 (円)	0.50	0.25	0.25
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	5.49	4.79	△1.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	43.8	49.3	45.1
自己資本利益率 (%)	4.9	4.1	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	9.1	5.2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	47,440	65,862
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	17,026	△91,709
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△23,926	141,333
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	75,772	191,258
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	62 [26]	57 [25]	52 [27]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
3. 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第66期と第67期は潜在株式が存在しないため、第68期は1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第68期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第68期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

8. 第66期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 第68期の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、監査法人ハイビスカスにより監査を受けておりますが、第66期及び第67期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
11. 当社は2019年11月7日付で、株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。発行済株式総数、1株当たり純資産額及び1株当たり配当額並びに1株当たり当期純利益又は当期純損失につきましては、当該株式分割が第66期の期首時点に行われたと仮定して算定しております。

2 【沿革】

当社は、1946年(昭和21年)創業者 高島正二が旭川市に「高島歯科商会」を創業し、歯科医院や歯科技工所に向けて歯科器械や歯科材料の販売を始めたことからスタートしました。6年後の1952年(昭和27年)に法人化し「北海道歯科産業株式会社」を設立。その後、旭川市ののみならず札幌市、岩見沢市、帯広市、北見市、釧路市、函館市、苦小牧市の道内主要都市に営業拠点を展開し事業を拡大。その間の2003年には本店を旭川市から札幌市に移転、2011年には商品センターを開設、2016年には不動産事業部を開設し現在に至っております。

当社設立の経緯及び現在までの経緯は、次のとおりであります。

年 月	沿 革
1946年10月(昭和21年)	高島正二が旭川市3条通6丁目左2号に「高島歯科商会」を創業
1952年04月(昭和27年)	高島歯科商会を法人化し、「北海道歯科産業株式会社」を設立
1957年04月(昭和32年)	札幌市中央区北2条西3丁目に札幌営業所を開設
1959年06月(昭和34年)	資本金を400万円に増資
1959年07月(昭和34年)	資本金を600万円に増資
1964年09月(昭和39年)	札幌市中央区南8条西2丁目に札幌営業所を新築移転
1966年09月(昭和41年)	資本金を1,200万円に増資
1969年05月(昭和44年)	本店を旭川市2条通12丁目に移転
1971年09月(昭和46年)	本店を旭川市2条通4丁目に移転
1972年05月(昭和47年)	札幌営業所を別法人の「株式会社北海道歯科産業」とする
1979年08月(昭和54年)	岩見沢市鳩が丘1丁目5番12号に株式会社北海道歯科産業岩見沢出張所を開設
1980年04月(昭和55年)	本店社屋新築の為、旭川市3条11丁目に移転
1980年07月(昭和55年)	資本金を2,400万円に増資
1980年08月(昭和55年)	旭川市2条通4丁目(現支店所在地)に本店社屋が落成
1990年08月(平成2年)	株式会社北海道歯科産業(札幌市)を吸収合併 合併に伴い、株式会社北海道歯科産業はそれぞれ北海道歯科産業株式会社札幌支店、北海道歯科産業株式会社岩見沢営業所とする
1993年04月(平成5年)	音更町木野大通東に帯広出張所を開設
1996年04月(平成8年)	北見市美山町に北見出張所を開設
2003年04月(平成15年)	札幌支店に本店を移転 従来の本店は旭川支店とする
2005年05月(平成17年)	本店を札幌市白石区へ移転
2006年10月(平成18年)	帯広出張所を帯広市へ移転し、帯広営業所とする
2010年11月(平成22年)	釧路市川上町に釧路出張所(現 釧路営業所)を開設
2011年11月(平成23年)	札幌市東区に商品センターを開設
2012年03月(平成24年)	函館市田家町に函館営業所を開設
2012年05月(平成24年)	北見出張所を北見市北斗町へ移転し、北見営業所とする
2012年12月(平成24年)	釧路出張所を釧路市城山へ移転し、釧路営業所とする
2015年10月(平成27年)	岩見沢営業所を廃止し本店に統合
2016年05月(平成28年)	不動産事業部を開設

年 月	沿 革
2017年02月(平成29年)	商品センターを札幌市白石区へ移転
2018年07月(平成30年)	苫小牧市しらかば町に苫小牧営業所を開設

3 【事業の内容】

当社は、「お得意様の繁栄に責任を持つ活動を展開する」、「自己の能力を最大化し、お得意様とともに成長できる環境を作る」、「商品と情報の提供を通じて地域歯科医療の発展に貢献する」ことを企業理念として掲げ、商品や情報・サービスの提供を通じて、お得意様の抱える様々な問題を解決すべく、北海道内の歯科医院、歯科技工所等への歯科器械や歯科材料等の卸売販売事業を中心に、歯科医療機器の修理・メンテナンス事業、歯科医療に関する講演会事業、歯科医院の開業・閉院支援事業等を展開しております。

(1) 当社が取り扱う商品

当社の事業は、歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しておりますが、歯科医院や歯科技工所等で使用される医療機器や材料・薬品類のほぼすべてを取り扱っております。当社はメーカーではなく卸売業者のため、当社が製造販売している歯科医療機器はありませんが、当社が主に販売している商品は、次の5つの販売領域に区分されます。

① 「歯科材料」（例：削った歯の補綴物（詰め物）の材料（金属除く）、薬品等）



人工歯



支台歯築造用ファイバーポスト



歯冠用グラスファイバー



根管充填材料



印象材



研削材及び研磨材



手指消毒剤



縫合糸



グローブ



ホームホワイトニングのジェルとトレー

当社が取り扱う歯科材料は数万アイテムと非常に多岐にわたりますが、技術革新により開発された新素材を用いることで、歯科材料メーカーは従来にはなかった製品を開発・販売できるようになりました。卸売業者である当社も、歯科医療のトレンドを汲み、メーカーとコミュニケーションを取りながら時代に合った歯科材料を市場に供給するよう努めています。

そのトレンドのひとつが、できるだけ金属を使用しない「メタルフリー治療」です。従来、失った歯を修復する際、金属製の支台を立てて修復を行ってきましたが、樹脂製の支台(ファイバーポスト(注1))の誕生により、金属を使用せずに修復することが可能となりました。

これら新素材を使用した歯科材料の誕生と健康保険適用により、審美的な面はもちろん、金属アレルギーの患者様にも安心して使用することができるようになりました。当社ではこのような新商品を歯科医院に広く普及させるため、特定のメーカーに偏らない製品紹介はもちろんのこと、実際に歯牙模型等を用いて製品を使用していただく「ハンズオンセミナー」等も多数開催し、地域歯科医療の発展に貢献できるよう活動しております。

また、歯科疾患ではありませんが、歯を白くする治療「ホワイトニング」も注目を集めています。テレビや雑誌等で取り上げられることも多いこの「ホワイトニング」に使われる材料も、当社は販売しておりますが、当社では「ホワイトニング」を「歯科を受診するきっかけづくりのひとつ」と捉え、「ホワイトニング」を紹介するポスター等を独自に作成し、お客様である歯科医院内に掲示し、患者様に興味を持っていただく活動も行っております。

(注1) ファイバーポスト：グラスファイバーを縦方向に密に束ね、レジンと呼ばれるプラスティックで包埋（ほうまい）した支台

②「歯科器械」（例：歯科用ユニット、歯科用デジタルレントゲン撮影装置等）



当社オリジナルエディション

歯科用ユニット エクシードCs-H



デジタル式歯科用パノラマ断層撮影

X線診断装置



デジタル印象採得装置（口腔内スキャナー）



口腔内スキャナーで読み取った口腔内の状況



高压蒸気滅菌器



ハンドピース



マイクロスコープ



炭酸ガスレーザー

歯科医療においては「治療」から「予防」にシフトしている現在、より患者様が来院しやすい環境づくりの一環として、当社はメーカーと協力して、デザイン性にも優れ、ゆったりとくつろぎながら診療を受けられる当社オリジナルエディションの歯科用ユニット「エクシードCs-H」の企画販売を行う等、単にメーカーから歯科器械を仕入れて販売するだけではなく、お取引先である歯科医院やそこに来院される患者様といったお客様のニーズに合った歯科器械の提案を、メーカーと共同して行っております。

レントゲン撮影機器に関しても、従来の2次元的なX線写真だけではなく、歯や骨の断面までを3次元的に撮影可能な断層撮影装置が販売の主流となってきております。

また、歯科用CAD/CAM装置は、専用のカメラで読み取った口腔内の状況をもとに、パソコンで歯の補綴物（詰め物や被せ物）を設計し、機械で自動的に補綴物が製作できる装置です。歯の部位によっては健康保険が適用できることもあり、近年導入数が飛躍的に伸びている装置となります。

お客様へのヒアリングからデモンストレーションを行い、各メーカーのレントゲン撮影装置、歯科用CAD/CAM装置の中からそのお客様に最適な1台をご提案できることは、多くのメーカーの製品を扱っている当社の強みの一つです。

その他、手術用マイクロスコープやレーザー治療機等も歯科診療には欠かせない商品となりつつあります。なお、これら歯科器械を安心して使用していただけるように、当社ではメーカーを問わず納品後の定期点検や修理に対応する専門部署「カスタマーサポート室」を設けております。

③「歯科用金属」（例：上記①の補綴物（詰め物）の材料のうち、金属に関するもの）



歯科铸造用12%金銀パラジウム合金（以下、「金パラ」という）

日本の歯科医療は、保険診療を中心に診療されていることから、被せ物や詰め物に健康保険適用の金属である金パラを中心とした金属が多く使用されております。先述のとおり、歯科医療は現在、できるだけ金属を使用しない「メタルフリー」の方向に進んでおり、メーカー各社の技術革新によりCAD/CAM冠をはじめとする金パラに匹敵する物理的性質の優れた次世代歯冠用素材が開発されるようになりました。

④「予防関連他」（例：歯ブラシや歯磨剤等のオーラルケア製品や歯科に関する講演活動等）



歯ブラシ

歯磨剤（歯磨きペースト）

フロス

歯間ブラシ

歯科医院の窓口では、必ずと言っていいほど歯ブラシや歯磨剤（歯磨きペースト）が販売されておりますが、一般消費者のほとんどの方は歯科医院以外のドラッグストア等で購入されているかと推察いたします。歯ブラシの2013年の国内出荷額は394億円に対して2017年の国内出荷額は479億円（出典：平成30年工業統計表 品目別統計表データ）と増加傾向にあり、歯磨剤の2019年度の出荷実績金額は前年実績比4.7%増の1443億円（出典：日本歯磨工業会 2019年度（1～12月）歯磨出荷・輸出入統計）と増加傾向にあります。

本来、歯ブラシは、その患者様に合ったものを使用すべきであり、その使用方法も歯科衛生士をはじめとするプロフェッショナルに指導を受けることが予防に繋がると考え、当社では「歯の予防関連製品は歯科医院で買おう」をキーワードに、歯科医院の窓口における予防製品のセールストレーニングや、患者様への告知ポスター・パンフレット等の作成も行っております。

⑤「修理その他」（例：歯科医療機器の修理・メンテナンス等）



歯科用ハンドピース LUNASUS 1



カスタマーサポート室 修理風景

当社は、販売した歯科器械の修理やメンテナンスは、メーカーに頼らずに当社自身で行いたいと考えております。そのための部署として修理専門の部署「カスタマーサポート室」を設置しております。当該部署では、歯科医院内でのユニット等の修理はもちろんのこと、ハンドピースと呼ばれる歯を削るための道具についても、メーカー認定を受けた専任スタッフによる修理を行っております。

また、当社からメーカーに対して修理研修会等の開催を要請し、カスタマーサポート室以外の営業社員等への教育研修も実施し、歯科医院に定期訪問する営業社員にも常に最新の知識を有してメンテナンスを実施しております。

（2）商品以外の付加価値「情報・サービスの提供」

当社はこれら5つの販売領域における歯科器械・歯科材料等の卸売販売やメンテナンスを通して、お客様に安心して歯科診療を行っていただける環境づくりに貢献しております。それ以外にも歯科医療に関して常に最新の情報を収集し、歯科医療従事者を対象にした講演会や勉強会を開催することにも注力しております。当社の企画する講演会等を受講されたお客様が多くの知識、技術を身につけていただくことで、地域の歯科医療がより良いものとなると考え、当社は地域歯科医療のニーズに合った情報を日々収集しております。

従来は、北海道内外を問わず著名な講師を招聘し、対面での講演会、勉強会等を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現在ではインターネットを活用した非対面によるウェビナー（ウェブとセミナーを組み合わせた造語で、オンラインセミナーとWebセミナーともいう）に移行しております。セミナーの年間開催数は、2017年92回、2018年87回、2019年95回に上ります。



ウェビナーを受講している様子



当社主催の講演会の様子

（3）在庫商品の翌日配送を可能にする物流拠点「商品センター」

北海道内における当社の歯科機器・用品市場シェアは25.4%とトップシェア（出典：「アールアンドディ」北海道の歯科機器・用品市場：「歯科機器・用品年鑑2020年版」）を誇っており、歯科材料をはじめとする商品はすべて「商品センター」に保管・管理されております。商品センターではおよそ5,300品目、35,000点（過去販売商品を含めた場合の取扱点数は70,000点）の在庫を管理し、北海道内のお客様からの注文に対しては翌日配送を基本に、速やかに対応できる体制をとっております。また、北海道内の同業者は営業社員が持参してお客様に商品を配送する方式を取っておりますが、当社では、商品の配送を外部の配送業者に委託することで、営業社員による配送に要する時間を省くことで、お客様のお困りごとといった相談や情報提供を含めた営業社員の提案活動の時間を創出し、より付加価値の高いサービス提供に努めております。



物流の拠点である「商品センター」内部

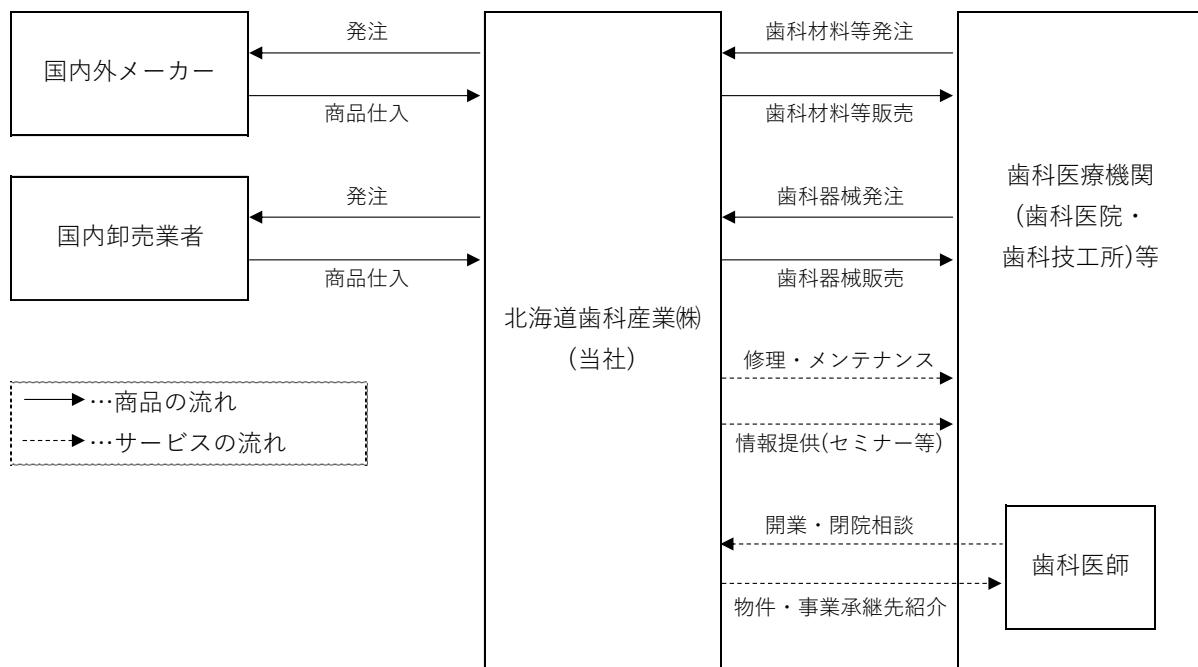


ハンディターミナルを用いて行う出荷業務

(4) 宅地建物取引業者の登録を受けた歯科ディーラー

当社は、宅地建物取引業者の登録を受け「不動産事業部」を設置し、勇退したい歯科医師と、開業したい歯科医師をつなぐ役割として、不動産物件の引受や紹介はもちろんのこと、歯科器械の撤去や入替、メンテナンス、改装プランのご提案等を含め、長年の業歴を活かしたサポートを行っております。

事業の系統図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2020年9月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52 [28]	36.9	7.2	4,497

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。
 4. 当社は歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策により、雇用・所得環境の改善を受け、緩やかな回復基調で推移したものとの、米中を中心とした通商問題の動向や消費税率引き上げ等に加え、第4四半期には新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、先行き不透明な状況がありました。

このような経済状況の中、2019年4月の歯科診療報酬改定率は0.69%のプラス改定となり、歯科医療費も前年に引き続き増加傾向にありました。2019年10月に実施されました消費税増税による大型歯科器械類を中心とした駆け込み需要もありましたが、2020年に入り歯科業界におきましても新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きくなっています。特に生産のほとんどを中国に依存しておりますマスク・グローブ・紙エプロン・手指消毒薬等の衛生用品は、2020年5月頃まで品切れが続いており、2020年7月末現在も一部品切れの商品が見られます。また、国内における感染者の増加により、2020年4月には政府による緊急事態宣言が北海道内を含む全国において発令され、学校の休校、不要不急の外出を避ける等、感染拡大防止対策がとられ、歯科医院への来院者数減にもつながりました。2020年7月末現在、新型コロナウイルス感染症拡大は未だ終息の兆しを見せず、先行きは依然として不透明な状況となっております。

以上のような環境のもと、第68期は主力の歯科器械・歯科材料の販売を中心に、デジタル機器を含む大型医療機器（歯科用ユニット・歯科用デジタルレントゲン撮影装置・歯科用CAD/CAM装置）の販売に注力とともに、講演会の実施等で新規取引先拡大を進めました。加えて、パラジウム市況の高騰による歯科用金属の売上金額増も寄与し、当事業年度における売上高は、4,611,576千円（前年同期比7.9%増）となりました。また、営業利益29,537千円（同340.5%増）、経常利益は42,589千円（同3.9%減）となり、当社の基幹システム開発中止等による特別損失57,551千円を計上したことにより当期純損失は7,662千円（前年同期は当期純利益22,997千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べて115,486千円増加し、191,258千円となりました。

当事業年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は65,862千円（前年同期比38.8%増）となりました。これは主に販売管理システム開発中止等による固定資産除却損の計上56,294千円、売上債権の減少67,582千円、仕入債務の減少37,009千円、法人税等の支払額18,216千円などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は91,709千円（前年同期は17,026千円の収入）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出91,746千円、有形固定資産の取得による支出7,657千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は141,333千円（前年同期は23,926千円の支出）となりました。これは主に長期借入れによる収入50,000千円、社債の発行による収入99,040千円などによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は卸売販売事業を営んでいるため生産・受注の実績はありません。このため、仕入、販売実績のみを記載しております。

また、当社は歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 仕入実績

項目	仕入高(千円)	前年同期比(%)
歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業	3,956,071	9.8%

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当事業年度における販売領域ごとの販売実績を示すと、次のとおりであります。

販売領域	販売高(千円)	前年同期比(%)
歯科材料	1,656,466	0.7%
歯科器械	1,276,580	3.4%
歯科用金属	1,224,188	33.0%
予防関連他	249,268	△1.6%
修理その他	205,073	△7.6%
合計	4,611,576	7.9%

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

我が国は、2010年に高齢化率が21%を超え、超高齢社会となりました。現在も高齢化は進み2019年には28.4%という結果が出ております。少子高齢化は歯科医師にも当てはまり、60歳以上の歯科医師の割合は30.9%を占めております（厚生労働省：平成30年（2018年）医師・歯科医師・薬剤師統計の概況）。

当社は1952年設立以来、68年間にわたり北海道において歯科器械や歯科材料等の販売を行い、販売した歯科医療機器のメンテナンスにも携わってまいりましたが、創業時より時代が変遷した昨今、歯科医療機関も増加から徐々に減少の時代に入っております。

一方で、歯周病が糖尿病や誤嚥性肺炎など全身疾患のリスクファクターとなることが解明され、アルツハイマー病との因果関係も明らかになっていることなどから、全身疾患の予防としての口腔ケアが再認識されており、医科歯科連携の推進などにより、今後ますます歯科医療の需要が高まることが考えられます。

当社は常に最新の情報をお客様に提供し、時代に即した医院運営をバックアップするとともに、一般消費者にも口腔に対する意識を高める活動を行うことで歯科の定期健診の潜在需要を促し、一生自分の歯で食べられる人生を、間接的にサポートすべく、従来の歯科業界にはない様々な施策を講じて、今後も時代に即した対応を、積極的に推進してまいります。

（1）人材の確保及び育成について

当社は、営業社員が歯科医院、歯科技工所などのお客様へ訪問することで、歯科医療の現場が抱える様々な問題を解決することを営業活動の主軸としておりますため、人材の確保は事業の維持継続にとって非常に重要となります。人材育成に関しても「顕在化している問題」の解決は勿論のこと、営業活動を通じ「お客様ですら気づいていなかった潜在ニーズ」を汲み、提案できる社員を育てることが重要であり、社員育成の目的となります。

日進月歩の歯科器械や歯科材料に対応するため、商品知識を身につけるための勉強会等を毎週開催しておりますが、商品知識だけではなく、お客様がどの商品のどんな情報を必要としているのかを常に把握するため、購買履歴などの販売データに基づいた提案を行うことや、診療報酬改定情報などを中心とした歯科業界の動向などから今後のるべき姿を助言するなど、お客様への積極的な情報提供を実施してまいります。

特に、昨今のデジタル化には重点的に対応すべく、CT（コンピュータ断層診断）を中心とする3D画像システムや歯科用CAD/CAM（コンピュータを使った歯科材料の設計、製造をするためのシステム）及び3Dプリンターなどを中心とした講演会などを企画・実施することで、お客様と共に社員も学習しながら、より良い歯科医療の実現に向け努力しております。

（2）歯科医療機器のメンテナンス及び修理体制の充実について

当社では修理の専門部署として「カスタマーサポート室」を設け、歯科医療機器の不具合にいち早く対応できる体制を整えております。営業エリアの広い北海道において、修理にいち早く対応することは、道内に7つの拠点を置く当社の責務と考えております。特に、歯科用ハンドピースに関しては、メーカーと協力のもと、全国に先駆けて修理を内製化しております。修理の納期短縮化など、お客様に不便を感じさせない取り組みのひとつです。

しかしながら、歯科医療機器の修理やメンテナンス技術は、すぐに習得できるものではありません。簡単な修理や調整などは訪問した営業社員でもその場で対応できるよう「修理技術の向上」も社員教育の柱に据え、今後も「当社が販売した機器は、当社でメンテナンスする」ことをモットーに、修理体制を充実させ、お客様に安心して診療していただける環境をつくることを心がけてまいります。

(3) 商品センター及びコンピュータシステムの管理について

当社が運営する商品センターには、約35,000点近い商品在庫を有し、歯科医院、歯科技工所等のお客様からの日々の注文に対し正確で速やかな配送体制を整えております。

当社では常に新製品情報を収集し、当社としてお勧めする商品ラインナップを充実させながら、過去の出荷量などに基づき欠品のない在庫管理体制を目指しており、それらのデータはすべて販売管理システムにより管理しております。より適正な在庫管理体制と、より迅速で的確な配送環境を整えるべく、現在新たな販売管理システムの構築を行っております。

(4) インターネット注文システムの構築について

インターネット通信販売は、今や一般常識となっておりますが、歯科器械や歯科材料のインターネット通信販売は専門の事業者に限られております。当社はお客様にとっての利便性を高めるために、インターネット注文システムの構築検討を進めてまいります。歯科診療において日々継続的に使用される消耗材料をインターネットで注文可能な環境を提供することで、お客様の注文作業の効率化や納期の短縮化にもつながると考えております。一方、当社の扱う商品は患者様の口腔内に使用する材料が多いため、当該システム構築の際には慎重に対応するとともに、お客様の要望も踏まえ、より付加価値の高いサービスを提供してまいります。

(5) 地域歯科医療の活性化について

日本の社会同様、歯科医師も高齢化が進んでおり、今後、後継者不在、事業の承継が出来ないことによる閉院が増えることが予想されます。平成8年の厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」によりますと、日本における60歳以上の歯科医師数は14,746人（全体の17.2%）を占めておりましたが、平成30年の厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」によりますと、31,459人（全歯科医師数の30.9%）と2倍以上に増えております。高齢を理由にリタイアされる歯科医師の数は今後も増えると予想され、医院の事業承継は喫緊の課題となっております。特に人口の少ない道内町村においては、歯科医院が一軒しかない地域も存在するため、若手の歯科医師に医院を引き継いでもらえるような仕組みづくりは社会的課題と捉えております。

地域の歯科医院が閉院することにより、患者様が遠くの歯科医院まで通わなければならぬ状況も予想され、高齢化する患者様には益々負担がかかります。このような状況に対処するため、当社では開院・閉院支援事業を中心に、歯科医院の事業譲渡のサポートや、事業承継を希望する歯科医師の紹介などにより、歯科医院の減少に歯止めを掛け、地域の医療を絶やさない努力をいたします。同時に歯科医療に従事する人材の斡旋及び紹介等も、今後大きなニーズが見込みると考えておりますので、これらの事業化も視野に検討してまいります。

(6) 一般消費者に向けた情報提供について

厚生労働省や日本歯科医師会により推進されている「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という「8020（ハチマルニイマル）運動」に関して、歯科医療に関わる当事者として、より多くの人々に歯の健康を守ってもらうためにも、一般消費者に向けた情報提供が必要と考えております。例えば、歯を失う二大原因はむし歯と歯周病であり（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト「歯の喪失の原因」参照）、このうち歯周病の代表的な症状でもある「歯肉出血」を有する人の割合は、15歳以上の年齢階級で30%を超え、30歳以上55歳未満で40%を超えており（出典：厚生労働省「平成28年 歯科疾患実態調査」）なかで、多くの人は多少歯が痛くなってしまっても、歯科医院へ通院される人は少ないと考えます。歯を失うリスクや歯科医院を身近に感じてもらうためにも一般消費者を対象とした公開講座を開催することで、最新の歯科医療情報を広く世間に知らしめ、一人ひとりに歯の大切さを実感いただき、少しでも多くの人々が歯科医院や歯科の定期検診を受診するような活動を積極的に進めてまいります。

(7) コスト意識の徹底について

当社は、北海道内において札幌、旭川、北見、釧路、帯広、苫小牧、函館の7ヵ所の営業所を構えております。当社は2018年度より社内整備の充実とともに部門別管理を導入し、役職員に対するコスト意識を浸透させることにより、経費削減に努めて更なる利益確保を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財務状況等、事業展開などに影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります、当社の業績に関するすべてのリスクを網羅するものではありませんのでご留意ください。

(1) 販売業等の許可等について

当社の販売する歯科材料や歯科用機械器具類は、人の口腔内疾患の診断、治療若しくは予防等に使用されるため、開発・製造段階から流通（販売後）に至るまで、細部にわたって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という）の規制を受けており、法によって医薬品や医薬部外品、医療機器等に分類されます。

これら商品を医療機関に販売するためには、販売業許可を受ける必要がありますが、この許可要件としては、申請者に欠格要件が無いことや資格を有する管理者を営業所ごとに確保配置することが必要になります。

また、当社が展開する開院・閉院支援事業の活動における不動産仲介においては、宅地建物取引業者免許証を都道府県知事より受ける必要があり、こちらの許可要件も、申請者に欠格要件が無いことや専任の宅地建物取引士を確保配置することが必要となります。

また、上記許可等の有効期間は、医薬品販売業が6年、高度管理医療機器等販売業賃貸業許可が6年、医療機器修理業許可が5年、宅地建物取引業者が5年であり、法令で定める許可要件を満たさなくなった場合には、許可の取り消しがなされる可能性がありますが、本書公表日現在において、その継続に支障をきたす要因は発生しておりません。

当社では、当該許可等の継続は事業にとって最重要課題の一つとして認識をし、当該許可等の取り消しとならないよう法令を遵守し、公正に行動してまいりますが、将来何らかの理由により当該許可等が取り消され、又は、

更新が認められない場合、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の事業の継続、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取り消しという行政処分が下される可能性があり、万一、当該基準に抵触することがあれば、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 品質及び安全性について

当社では「医薬品医療機器等法」やその他規制要求事項を遵守し、適切な品質管理を行っておりますが、当社が販売する医薬品や医薬部外品、医療機器等の使用によって、保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがある場合には、これを防止するために、商品の自主回収、廃棄、販売の停止、情報の提供等必要な安全確保措置を講じなければなりません。

その結果によっては当社が販売する商品の品質及び安全性に対する信用を損ない財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法規制又は訴訟について

当社の事業は、医薬品医療機器等法、不当景品類及び不当表示防止法、医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約、宅地建物取引業法、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律、不動産の表示に関する公正取引規約、借地借家法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他にも様々な法規制に関連しております。当社では法令遵守をはじめコンプライアンスを常に考慮した経営に努めておりますが、意図せざる理由により法令違反又は訴訟提起等が生じた場合、その結果によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産について

当社は、第三者の知的財産権を侵害しないように、また当社の知的財産権が第三者に侵害されないように、知的財産権保護のための体制を整備しております。しかしながら、第三者から知的財産権の侵害を理由とする訴訟提起や、また第三者から知的財産権の侵害を受ける可能性を排除することは不可能であるため、このような事態が生じた場合、その結果によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定人物の依存について

当社の代表取締役であり、かつ大株主である山田哲哉は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、事業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、株式上場を契機として、内部管理体制の強化、人材の獲得及び育成、社内マニュアルの整備による業務の属人化を低減させる等により、組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めることとしております。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社が安定的な成長を図るためにには、優秀な人材の確保及び社内人材の育成が重要な課題であり、採用による

人材の獲得を積極的に行っております。当社の活動について、歯科器械・歯科材料等の商品知識はもちろんのこと、顧客対応能力、数値分析能力、仕入先等との折衝能力、経営分析能力などが必要なことから、教育カリキュラムを整備し、新人から一般、幹部層においてそれぞれの段階で必要な知識を習得できる体制を構築することで、優秀な人材育成に努めてまいります。それらの教育が行き届かないことによる社員の質の低下は、事業活動において将来の幹部候補等の人材不足を生み出し、当社の事業活動、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 小規模組織であることについて

当社は、比較的小規模な組織であることから、内部管理体制もそれに応じたものとなっており、特定の個人に業務を依存している場合があります。当社は、今後のさらなる事業拡大に応じた人員増強をはじめ、権限移譲や業務の定型化、代替人員の確保に努める方針ですが、人員増強等が予定どおり進まなかつた場合や特定の役職員が社外流出した場合には、規模に応じた内部管理体制が構築できない可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 医療保険制度の動向について

当社の取扱製品・商品は、歯科医療に直接・間接的に使用されますが、国内における歯科医療はその大半が健康保険による診療となるため、診療報酬の引き下げ等が起きた場合に備え、医療保険制度の動向に関して、日ごろより情報収集に努め、代替手段の検討や新たな収入源となるような手技を紹介するセミナーの開催等を積極的に行うことで、歯科医院等の業績向上に協力してまいります。しかしながら、医療保険制度の大幅な変更があつた場合、患者様の通院機会減少等の影響により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 市場のグローバル化及び他業種の市場参入について

日本の歯科市場はアメリカ、欧州に並ぶ大市場であり、中国を中心とするアジア市場の成長性を考えた場合、欧米の材料・機器メーカーにとって、日本を含むアジア市場は、世界で最も有望な市場としてとらえることができます。世界的には、すでに欧米企業主導の市場再編の動きが活発化しており、これらは欧米メーカーの世界戦略、とりわけ対日本・対アジア戦略の一環として認識する必要があります。

これまで日本市場は、世界的に見ても特殊な健康保険制度や複雑な流通機構の影響もあり、外資の影響は比較的少なかったといえますが、2016年には世界最大の歯科ディーラーが日本法人を設立し市場に参入するなど、市場のグローバル化に伴い、国際的な競争にさらされることになります。

当社は商品販売活動のみならず、顧客対応活動に付加価値をつけることを念頭におき、お客様のニーズに合った提案を続ける一方、当社の規模の優位性を活かし、当社専売品を増やすよう仕入先メーカーと交渉し、販売価格競争の影響を受けない体質を強化してまいります。

しかしながら、国内市場においても、事業会社の吸収合併などによる再編や、北海道外の事業者が北海道に進出し、また他業種から参入した場合に、各社シェア拡大のために当社の想定を超える販売価格競争の激化が引き起こされることが要因で、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) インターネット通信販売の普及について

昨今のインターネット通信販売の普及により、歯科材料に関しても専門の事業者がインターネット通信販売事業を展開しております。当社は、歯科医院訪問や電話による営業のみならず、今後インターネット注文システム

を構築し、インターネット通信販売の利便性と対面営業での細やかな顧客対応の双方を実現できるハイブリッド型スタイルを推進し、他の歯科ディーラーとの優位性確保に努めてまいります。今後、インターネットを利用した販売事業者の更なる台頭により、多くの歯科医院が当該サービスを利用することになった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 商品センターの閉鎖又は操業停止に関するリスク

当社では、地震や火災など災害を想定した訓練の実施や必要な備蓄を進めるほか、パンデミックによる感染症の拡大防止のための様々な対応・対策の実施、商品センターの操業に関わる関連法令・規制の遵守など、有事の際に被害を最小限に抑えるためのリスク低減に努めています。

しかしながら、想定を超える自然災害、火災、その他の人災及び新型コロナウイルス等の感染症の拡大により当社の商品センター、設備等が閉鎖又は操業停止を余儀なくされた場合、当社の財政状態及び経営成績に対して深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害、感染症等のリスク

地震、風水害などの自然災害により本社や商品センター及び支店、各営業所と従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、大規模停電、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接又は間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルスなどの感染症拡大のみならず、細菌、ウイルスによる伝染病が蔓延するといった感染症リスクにより、政府や地方公共団体による外出自粛要請等により、取引先医院の閉鎖や来院者の減少などの事態が広範囲かつ長期化した場合、当社の歯科器械・歯科材料の販売が減少し、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

自然災害や重篤な感染症等が発生した場合、当社が取り扱う商品の仕入先の生産工場、生産国などの生産活動が低迷、あるいは停止により、商品供給不足や仕入価格の高騰、特定商品の欠品による機会損失が発生し、売上高が減少する可能性があります。同種商品の仕入れ先の分散化、商品生産国の一極集中を避ける代替手段がある一方で、大量仕入れによるコスト削減メリットが低下するというリスクが発生することから、双方のメリット、デメリット及び費用対効果を勘案しながら本件対策については慎重に検討してまいります。

以上のように自然災害、感染症等のリスクに対して、当社としては必要な対策を講じてはおりますが、想定を超える自然災害や感染症の拡大による商品供給不足や仕入価格が高騰した場合や取引先医院閉鎖の長期化及び患者数激減による取引先医院の経営悪化、当社社員の感染症発症及び社内へ感染拡大した場合には、取引先医院に対する受注・営業活動が停止し、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(13) コンピュータ情報セキュリティについて

当社はネットワークへのセキュリティ対策を実施しておりますが、コンピュータウイルス等の侵入やハッカー等による妨害の可能性が全く排除されている訳ではありません。万が一、これらの被害にあった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) システム障害について

当社では、顧客情報、取扱商品情報（単価・在庫数量等）、見積や請求、売上や仕入、その他経理・財務業務

等の多くのをコンピュータシステムで管理・運営しております。特に販売管理システムの稼働は当社の事業活動において重要な課題として位置づけており、当該システムの安定稼働のため、システム開発会社と保守契約を締結し、当該システムにトラブルが発生した場合には、速やかにトラブル発生の原因究明を行い継続稼働できる体制を構築しております。また、隨時バックアップによりデータを保護しておりますが、当該システムの障害、大規模広域災害、もしくはコンピュータウイルス侵入による影響等により、システム及びデータベース使用が中断もししくは使用不能となった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 物流業者の値上げについて

当社は営業車両を多数保有し、ガソリン燃料を使用しております。また、商品配送のほとんどを外部物流業者に委託しております。中東情勢により原油価格の高騰が続き、ガソリンなどの価格が高騰した場合、燃料コストが増大します。物流に関しては、リスク分散の観点からも各社との良好な取引関係の維持に努めるとともに、その他の配送業者との関係構築も常に模索しておりますが、今後、既存物流業者各社からの大幅な送料の値上げ要請があつた場合、燃料コストの増大同様、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、営業社員のテレワーク体制が出来ております。燃料費の高騰が続く場合は一定期間のテレワーク体制を取り、車両の稼働をストップすることなどで、燃料コスト削減に努めます。また、配送コストについては、お客様に対してまとめ受注や決まった曜日にのみ配送することをお願いすると共に、発送においては複数口を1個口にまとめて梱包する等、コスト削減に努めます。

(16) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

< J-Adviser 契約上の義務 >

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当

社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合) 又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日 (事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合 (当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合 (当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合) 又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産

の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるとときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は971,892千円となり、前事業年度末に比べ39,630千円増加となりました。これは主に現金及び預金が115,503千円増加し、売掛金が67,757千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は270,747千円となり、前事業年度末に比べ48,413千円増加となりました。これは主にソフトウェア仮勘定が35,188千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は483,021千円となり、前事業年度末に比べ35,430千円減少となりました。これは主に買掛金が37,009千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は199,092千円となり、前事業年度末に比べ132,337千円増加となりました。これは主に社債が90,000千円増加及び、長期借入金が35,000千円増加したことによるものです。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産は560,525千円となり、前事業年度末に比べ8,862千円減少となりました。これは利益剰余金が8,862千円減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日（2020年11月16日）から12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であり、十分であると認識しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度中において当社が実施いたしました設備投資の総額は111,917千円（無形固定資産を含む）であり、その内訳は、有形固定資産の取得が20,171千円、無形固定資産の取得が91,746千円であります。

主な設備投資の内容としましては、販売管理システムに関する投資が87,546千円であります。その内50,630千円は委託先との示談により当該委託先との開発を断念したため当事業年度において除却し、新たな委託先との販売管理システム構築に向けて36,916千円の設備投資を実施いたしました。なお、重要な設備の売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2020年3月20日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		建物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積m ²)	リース 資産	ソフト ウエア	合計	
本社・本店 (北海道札幌市)	本社設備 本店設備	36,011	2,540	1,482	43,771 (721.60)	11,089	4,235	99,130	31
旭川支店 (北海道旭川市)	支店設備	22,568	—	561	4,866 (158.67)	—	—	27,996	5
帯広営業所 (北海道帯広市)	営業所 設備	—	—	252	—	—	—	252	3
北見営業所 (北海道北見市)	営業所 設備	—	—	265	—	—	—	265	3
釧路営業所 (北海道釧路市)	営業所 設備	5,398	—	263	9,170 (559.47)	—	—	14,831	2
函館営業所 (北海道函館市)	営業所 設備	—	—	274	—	—	—	274	2
苫小牧営業所 (北海道苫小牧市)	営業所 設備	—	—	256	—	—	—	256	3
商品センター (北海道札幌市)	倉庫設備	1,894	—	4,827	—	—	—	6,721	3
駐車場 (北海道札幌市)	賃貸 駐車場	—	—	—	15,539 (123.37)	—	—	15,539	—

(注) 1. 当社は、歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2020年7月20日現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定期 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
発行者	本店 (北海道札幌市)	—	販売管理 システム導入	121,200	58,600	自己資金、 借入金、 社債	2019年12月	2021年9月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数 (2020年3月20日)(株)	公表日現在発行数 (2020年10月9日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,200,000	14,400,000	4,800,000	4,800,000	非上場	単元株式数 100株
計	19,200,000	14,400,000	4,800,000	4,800,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年11月7日	4,752,000	4,800,000	—	24,000	—	—

(注) 1. 株式分割（1：100）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2020年7月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
株主数(人)					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	4	—	—	8	12	—
所有株式数(単元)	—	—	—	707,000	—	—	4,093,000	4,800,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	14.7	—	—	85.3	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年7月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,800,000	48,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,800,000	—	—
総株主の議決権	—	48,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する公正な利益還元を経営上重要な課題として位置づけ、業績の向上に努めます。

また、経営基盤の強化及び事業の安定並びに事業展開に備えた内部留保の充実も勘案しつつ、株主への安定配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

当社は、直近の事業進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、2020年3月期の期末配当は1株当たり25銭とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

なお、「当社は、株主総会の決議により、毎年9月20日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2020年6月17日 定時株主総会決議	1,200	0.25

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 4名 女性 一名 (役員のうち女性の比率一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	山田哲哉	1973年1月8日	1996年3月 (㈱ヨシダ 入社) 2001年8月 当社 入社 2002年5月 当社 代表取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	1,232,000
取締役	神谷康弘	1954年11月2日	1975年3月 ドリーム・フード(㈱) 入社 1987年5月 (㈱ルーバン 入社) 1987年12月 (㈱トータルプランニング 入社) 1991年9月 (㈱ヴィサー・ジュ 入社) 1993年5月 (㈱光ハイツ・ヴェラス 入社) 1995年11月 同社 取締役就任 2005年4月 同社 執行役員就任 2013年6月 同社 常勤監査役就任 2018年9月 当社 取締役管理本部長就任(現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	加藤貴幸	1975年8月10日	2001年8月 当社 入社 2005年4月 当社北見営業所リーダー 2009年4月 当社北見営業所サブマネージャー 2010年4月 当社北見営業所所長 2012年4月 当社道東エリア営業グループ担当兼 北見営業所所長 2015年4月 当社北見釧路営業エリアグループ担当マ ネージャー兼北見営業所長 2019年5月 当社 取締役営業本部長兼不動産事業部 長就任(現任)	(注) 2	(注) 4	40,000
監査役	小関健三	1971年10月26日	2001年4月 公認会計士登録 2001年7月 税理士登録 2007年6月 小関健三税理士・公認会計士事務所開設 同所所长(現任) 2013年7月 光陽商事(㈱) 代表取締役就任 2016年4月 旭川大学教授(現任) 2018年9月 当社 監査役就任(現任)	(注) 3	(注) 4	—
計						1,272,000

- (注) 1. 監査役 小関健三は、社外監査役であります。
- 2. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3. 監査役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4. 2020年3月期における役員報酬の総額は37,000千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを業績目標の達成及び企業価値の極大化と健全性の確保を両立させるための企業活動を律する枠組みであり、経営上最も重要な課題の一つとして位置付けております。

株主、顧客をはじめ、従業員、取引先、債権者、及び地域社会全てのステークホルダーに対して社会的責任を全うすべく経営の意思決定と執行における透明性、公正性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた監視・監査機能の強化を図るため、株主重視の公正な経営システムの構築とその適切な運営に努めております。

②会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社は、経営の執行と監督・監査機能が十分発揮できるガバナンスシステムとして、監査役制度を設け、業務執行の迅速化を図れるよう、取締役、監査役の役割を明確化することで、監督機能の強化を図っております。

取締役の員数は、定款で5名以内と定められておりますが、本発行者情報公表日現在の員数は3名です。

取締役の株主総会における選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票にはよらない旨を定款に定めております。

取締役会は、原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

取締役の任期は2年としております。

2) 監査役

監査役は本発行者情報公表日現在1名で、社外監査役であります。年間の監査計画に基づき業務監査と会計監査を実施するほか、監査役は取締役会に毎回出席し、取締役の業務執行監査及び経営状況の適切な監視を行います。

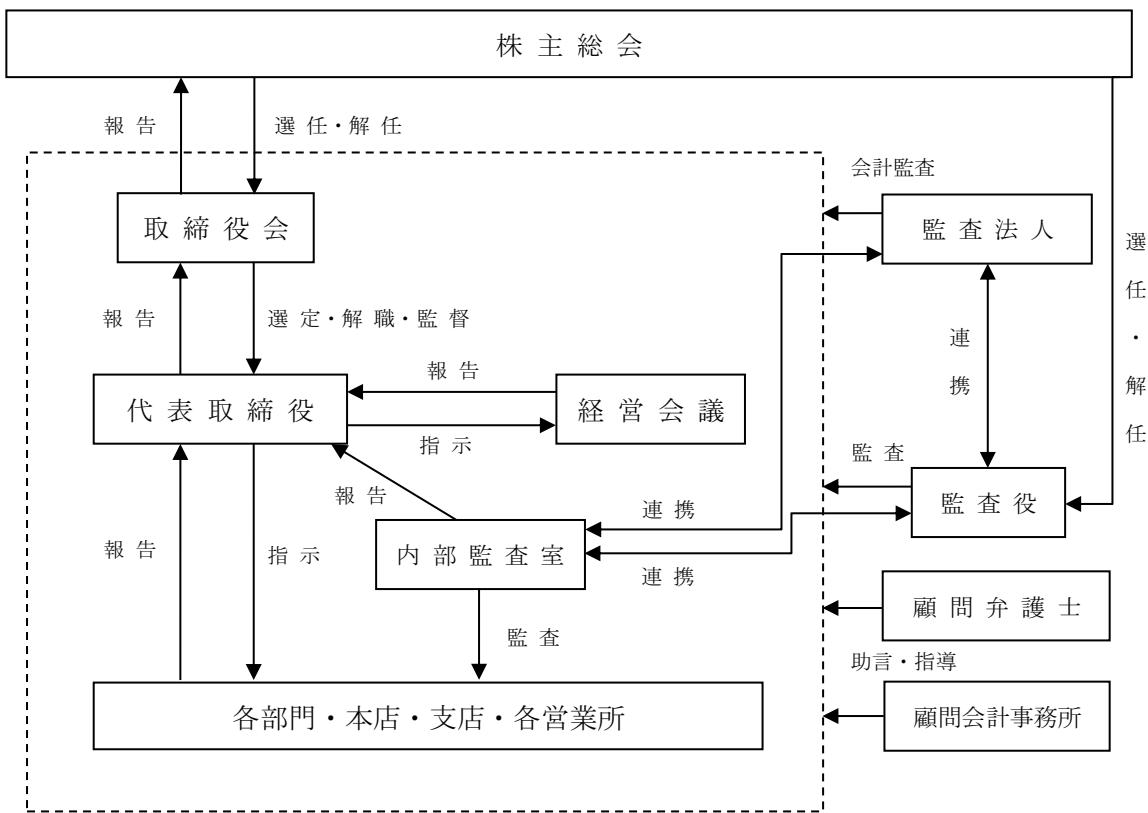
3) 内部監査

代表取締役の直属機関として内部監査室（本発行者情報公表日現在1名）を設置し、他のラインスタッフ部門から独立した部門として、年間の内部監査計画に基づいて当社各事業所、部門の業務執行の適正性、妥当性について監査し、評価と提言を行っております。

4) 会計監査

当社は監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2020年3月期において監査を執行した公認会計士は堀 俊介氏、北村 ルミ子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名、その他2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全ての取締役及び社員を対象とした「企業活動の原則」を定め、周知徹底を行う。
 - b. 全体の法遵守体制の整備は管理本部が行い、各拠点、各部署が法令遵守を維持推進し、業務執行における法令遵守の状況を内部監査室が監査する体制を整備する。
 - c. 役員及び社員の職務の執行に必要な手続きについては、「組織規程」に業務分掌、職務権限、決裁手続等を規定する。
 - d. 法令遵守ならびにコンプライアンスに関する教育研修を実施する。
 - e. 役員をはじめとして各拠点長等の経営幹部は社員に対し、日常の機会を捉えて法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備する。
 - f. 法令違反行為、不正行為を早期に把握し是正することにより違反行為及び事態の悪化を防止すること、並びに社員相互の牽制効果により法令違反行為自体の発生の予防に努める。
 - g. 反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、ならびに反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨むことを、「反社会的勢力対策規程」に明記し、周知徹底を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種の情報を適切に保存及び管理するために、「文書管理規程」他社内規程を整備し、周知徹底を行う。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」「倫理・コンプライアンス規程」「内部監査規程」等の社内規程を定めるとともに、緊急的なリスクを検討すべき事項についてはリスク管理規程に則り緊急対策本部を設置する。
- b. 取締役がリスク管理上の重要事項についての報告を適宜受けるための社内体制を整備する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 各拠点長、部門責任者に対して経営戦略、経営課題に対する取組方針等についての周知徹底を行うため、経営会議を設置する。
- b. 経営戦略、各部門予算、設備投資等の重要な経営課題については、経営会議にて検討した上で取締役会において決定する。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「倫理・コンプライアンス規程」などを定め、周知徹底と実践運用を行う体制を構築する。また、これを維持向上させるため、当社の使用人に対する教育研修を行う計画を策定、実施する。使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、各拠点内監査を実施する。

6) 監査役が職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用者を置く。

7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者を置いた場合は、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得る。

8) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 当社の役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとし、報告者は、当該報告を行ったことにより、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
- b. 当社の従業員は、コンプライアンスに関する相談または法令・定款に違反する事実等の通報を行ったことにより、会社から、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査が実効的に行われることを確実にするため、代表取締役、その他取締役と意見交換会を実施する場を設けるとともに、内部監査室及び監査法人と監査計画、監査内容について、情報交換を行うなど相互連携を図るものとする。

④社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では社外取締役を選任していませんが、社外監査役を1名選任しております。当社との人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の利害関係はありません。当社の社外監査役は、公認会計士、税理士の資格を持ち、取締役会に出席し専門的な知識と経験から、客観的な意見を述べると共に、必要に応じて支店、営業所の往査に立ち会うなど、内部統制システムの運用状況監視に協力いただくことで、問題点解決の検討をすることとしております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

⑤自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑥株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
発行者	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
	5,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の事業規模の観点から合理的な監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2019年3月21日から2020年3月20日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月20日)	当事業年度 (2020年3月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	275,819	391,322
受取手形	1,018	544
売掛金	515,658	447,901
商品	116,472	104,193
貯蔵品	2,000	1,582
前渡金	1,064	—
前払費用	14,866	10,664
未収還付法人税等	—	8,285
その他	10,394	12,307
貸倒引当金	△5,034	△4,908
流動資産合計	932,261	971,892
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	68,143	65,873
車両運搬具(純額)	5,240	2,540
工具、器具及び備品(純額)	5,409	8,183
土地	73,347	73,347
リース資産(純額)	2,337	11,089
有形固定資産合計	※1 154,479	※1 161,034
無形固定資産		
ソフトウエア	3,665	4,235
ソフトウエア仮勘定	1,728	36,916
その他	503	503
無形固定資産合計	5,896	41,654
投資その他の資産		
投資有価証券	17,208	11,133
保証金	28,970	28,685
保険積立金	10,118	15,177
長期前払費用	260	264
繰延税金資産	2,824	10,234
その他	2,575	2,563
投資その他の資産合計	61,957	68,058
固定資産合計	222,333	270,747
資産合計	1,154,594	1,242,639

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月20日)	当事業年度 (2020年3月20日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	420, 612	383, 603
1年内償還予定の社債	—	10, 000
1年内返済予定の長期借入金	—	10, 000
リース債務	1, 617	3, 705
未払金	44, 627	36, 460
未払費用	9, 412	6, 397
未払法人税等	9, 389	542
未払消費税等	13, 766	6, 843
前受金	11, 381	6, 928
賞与引当金	—	12, 283
その他	7, 645	6, 258
流動負債合計	518, 452	483, 021
固定負債		
社債	50, 000	140, 000
長期借入金	—	35, 000
リース債務	803	9, 721
退職給付引当金	15, 651	14, 370
その他	300	—
固定負債合計	66, 754	199, 092
負債合計	585, 206	682, 113
純資産の部		
株主資本		
資本金	24, 000	24, 000
利益剰余金		
利益準備金	8, 000	8, 000
その他利益剰余金		
別途積立金	199, 000	199, 000
繰越利益剰余金	338, 388	329, 525
利益剰余金合計	545, 388	536, 525
株主資本合計	569, 388	560, 525
純資産合計	569, 388	560, 525
負債純資産合計	1, 154, 594	1, 242, 639

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
売上高	4,275,293	4,611,576
売上原価		
商品期首棚卸高	149,099	116,472
当期商品仕入高	3,602,145	3,956,071
合計	3,751,245	4,072,544
商品期末棚卸高	116,472	104,193
売上原価合計	3,634,772	3,968,351
売上総利益	640,520	643,225
販売費及び一般管理費	※1 633,815	※1 613,688
営業利益	6,705	29,537
営業外収益		
受取利息	22	21
受取配当金	1,663	513
保険解約返戻金	28,163	3,200
金属紹介手数料	4,394	6,166
その他	4,740	5,087
営業外収益合計	38,983	14,988
営業外費用		
支払利息	260	356
社債利息	245	619
社債発行費	694	959
その他	176	1
営業外費用合計	1,377	1,936
経常利益	44,311	42,589
特別利益		
固定資産売却益	※2 904	※2 607
投資有価証券売却益	—	365
特別利益合計	904	973
特別損失		
固定資産売却損	—	※3 1,256
固定資産除却損	—	※4 56,294
減損損失	※5 5,973	—
特別損失合計	5,973	57,551
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	39,242	△13,988
法人税、住民税及び事業税	17,592	1,084
法人税等調整額	△1,347	△7,410
法人税等合計	16,245	△6,326
当期純利益又は当期純損失(△)	22,997	△7,662

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年3月21日 至 2019年3月20日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本 合計	純資産合計		
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計				
		別途 積立金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	24,000	8,000	199,000	317,790	524,790	548,790	548,790		
当期変動額									
剰余金の配当				△2,400	△2,400	△2,400	△2,400		
当期純利益				22,997	22,997	22,997	22,997		
当期変動額合計	—	—	—	20,597	20,597	20,597	20,597		
当期末残高	24,000	8,000	199,000	338,388	545,388	569,388	569,388		

当事業年度（自 2019年3月21日 至 2020年3月20日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本 合計	純資産合計		
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計				
		別途 積立金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	24,000	8,000	199,000	338,388	545,388	569,388	569,388		
当期変動額									
剰余金の配当				△1,200	△1,200	△1,200	△1,200		
当期純損失(△)				△7,662	△7,662	△7,662	△7,662		
当期変動額合計	—	—	—	△8,862	△8,862	△8,862	△8,862		
当期末残高	24,000	8,000	199,000	329,525	536,525	560,525	560,525		

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	39,242	△13,988
減価償却費	9,922	9,829
減損損失	5,973	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△700	523
賞与引当金の増減額（△は減少）	—	12,283
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,732	△1,280
受取利息及び受取配当金	△1,685	△534
保険解約返戻金	△28,163	△3,200
支払利息及び社債利息	505	975
社債発行費	694	959
固定資産売却損益（△は益）	△904	649
固定資産除却損	—	56,294
投資有価証券売却損益（△は益）	—	△365
売上債権の増減額（△は増加）	74,413	67,582
棚卸資産の増減額（△は増加）	32,752	12,697
前払費用の増減額（△は増加）	△14,866	4,256
仕入債務の増減額（△は減少）	△51,258	△37,009
未払金の増減額（△は減少）	△6,261	△8,167
前受金の増減額（△は減少）	△439	△4,453
未払消費税等の増減額（△は減少）	9,550	△6,922
その他	1,404	△5,698
小計	71,912	84,430
利息及び配当金の受取額	1,685	534
利息の支払額	△505	△886
法人税等の支払額	△25,651	△18,216
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,440	65,862
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産等の取得による支出	△5,710	△7,657
有形固定資産等の売却による収入	1,323	2,831
無形固定資産等の取得による支出	△1,728	△91,746
投資有価証券の売却による収入	—	6,440
保険の積立による支出	△5,059	△5,059
保険の解約による収入	28,163	3,200
その他	38	280
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,026	△91,709
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	50,000
長期借入金の返済による支出	—	△5,000
リース債務の支払いによる支出	△832	△1,507
社債の発行による収入	49,305	99,040
社債の償還による支出	△70,000	—
配当金の支払額	△2,400	△1,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23,926	141,333
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	40,540	115,486
現金及び現金同等物の期首残高	35,232	75,772
現金及び現金同等物の期末残高	※1 75,772	※1 191,258

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以前に取得した建物（附属設備を除く）については旧定率法、2007年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び附属設備 8～50年

車両運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,824千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,824千円に含めて表示しております。

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症拡大が会計上の見積りに与える影響について

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当社は現時点では、北海道内の各事業拠点において、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続し、お客様に対する商品供給体制を維持しており、お客様訪問時の滞在時間の短縮化や電話やFAX等による非対面の受注を推進しております。一方、緊急事態宣言下の訪問営業自粛等に伴い、歯科器械

に代表される歯科用ユニット等の大型医療機器の商談機会の減少や修理案件の減少が一時的に顕在化しております。

新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当事業年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するという一定の仮定に基づいて、2020年3月期の会計上の見積りを行っております。

2. 賞与引当金の支給対象期間の改定について

賞与引当金の支給対象期間を当事業年度において以下のように改定いたしました。

冬季賞与：6月21日～11月20日から 5月21日～11月20日

夏季賞与：3月21日～6月20日から11月21日～5月20日

決算賞与：11月21日～3月20日からなし

この結果、従来と同一の支給対象期間によった場合と比較して、営業利益、経常利益が12,283千円減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月20日)	当事業年度 (2020年3月20日)
有形固定資産の減価償却累計額	90,535千円	90,660千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
給与手当	216,908千円	208,144千円
発送配達費	59,684千円	56,242千円
減価償却費	9,922千円	9,829千円
貸倒引当金繰入額	△700千円	523千円
賞与引当金繰入額	—	12,283千円
退職給付費用	5,152千円	6,417千円

おおよその割合

販売費	72.3%	68.5%
一般管理費	27.7%	31.5%

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
車両運搬具	904千円	607千円
計	904千円	607千円

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
工具、器具及び備品	—	1,256千円
計	—	1,256千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
工具、器具及び備品	—	0千円
リース資産	—	935千円
ソフトウエア	—	3,000千円
ソフトウエア仮勘定	—	52,358千円
計	—	56,294千円

※5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 2018年3月21日 至 2019年3月20日）

場所	用途	種類
ホクサンビル（北海道旭川市）	賃貸資産	建物

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグループ化を行いました。なお、本社ビル等は共用資産としております。

ホクサンビルは賃料収入の減少など、将来的な収益性の回復が見込まれない為、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（5,973千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物5,973千円であります。

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

当事業年度（自 2019年3月21日 至 2020年3月20日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年3月21日 至 2019年3月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	48,000	—	—	48,000
合 計	48,000	—	—	48,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月18日 定時株主総会	普通株式	2,400	50.00	2018年3月20日	2018年5月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	1,200	25.00	2019年3月20日	2019年6月17日

(注) 当社は2019年11月7日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記配当金は当該株式分割前の株式数を基準としております。

当事業年度（自 2019年3月21日 至 2020年3月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	48,000	4,752,000	—	4,800,000
合計	48,000	4,752,000	—	4,800,000

(注) 当社は2019年11月7日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が4,752,000株増加しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	1,200	25.00	2019年3月20日	2019年6月17日

(注) 当社は2019年11月7日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記配当金は当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	1,200	0.25	2020年3月20日	2020年6月18日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
現金及び預金	275,819千円	391,322千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,046千円	△200,063千円
現金及び現金同等物	75,772千円	191,258千円

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	—	12,513千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、本店における複合機（工具、器具及び備品）及び社用車（車両運搬具）であります。

②リース資産の減価償却費の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によって行っております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

前事業年度（2019年3月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	275,819	275,819	—
(2) 受取手形	1,018	1,018	—
(3) 売掛金	515,658		
貸倒引当金(※)	△5,034		
	510,624	510,624	—
資産計	787,462	787,462	—
(1) 買掛金	420,612	420,612	—
(2) 未払金	44,627	44,627	—
(3) 未払法人税等	9,389	9,389	—
(4) リース債務（1年内返済予定を含む）	2,420	2,420	—
(5) 社債（1年内償還予定を含む）	50,000	50,275	△275
負債計	527,050	527,325	△275

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2020年3月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	391,322	391,322	—
(2) 受取手形	544	544	—
(3) 売掛金	447,901		
貸倒引当金(※)	△4,908		
	442,993	442,993	—
(4) 未収還付法人税等	8,285	8,285	—
資産計	843,145	843,145	—
(1) 買掛金	383,603	383,603	—
(2) 未払金	36,460	36,460	—
(3) 未払法人税等	542	542	—
(4) リース債務（1年内返済予定を含む）	13,427	13,427	—
(5) 社債（1年内償還予定を含む）	150,000	149,683	316
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	45,000	44,732	267
負債計	629,032	628,449	583

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収還付法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の時価については、支払利子込み法により算出していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

非上場株式(貸借対照表計上額11,133千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月20日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	275,819	—	—	—
受取手形	1,018	—	—	—
売掛金	515,658	—	—	—
合計	792,496	—	—	—

当事業年度（2020年3月20日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	391,322	—	—	—
受取手形	544	—	—	—
売掛金	447,901	—	—	—
未収還付法人税等	8,285	—	—	—
合計	848,053	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年3月20日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	—	—	—	—	50,000	—
リース債務	1,617	803	—	—	—	—
合計	1,617	803	—	—	—	—

当事業年度（2020年3月20日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	—
社債	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000	—
リース債務	3,705	3,058	3,058	3,058	546	—
合計	23,705	23,058	23,058	73,058	65,546	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として積立型の退職一時金制度を設けております。この退職金に備えるため必要資金の内部留保の他に、中小企業退職金共済制度に加入し外部拠出を行っております。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
退職給付引当金の期首残高	13,918	15,651
退職給付費用	5,152	6,417
退職給付の支払額	△1,205	△5,578
制度への拠出額	△2,215	△2,120
退職給付引当金の期末残高	15,651	14,370

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2019年3月20日)	当事業年度 (2020年3月20日)
積立型制度の退職給付債務	69,773	51,857
中小企業退職金共済制度給付見込額	△54,122	△37,487
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,651	14,370
退職給付引当金	15,651	14,370
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,651	14,370

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 5,152千円 当事業年度 6,417千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月20日)	当事業年度 (2020年3月20日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 1	—	5,246千円
退職給付引当金	5,332千円	4,914千円
賞与引当金	—	4,200千円
減損損失	2,042千円	—
未払社会保険料	—	1,047千円
その他	781千円	459千円
繰延税金資産小計	8,156千円	15,868千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 1	—	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,332千円	△4,914千円
評価性引当金額小計	△5,332千円	△4,914千円
繰延税金資産合計	2,824千円	10,953千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	—	△719千円
繰延税金負債合計	—	△719千円
繰延税金資産純額	2,824千円	10,234千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2019年3月20日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2020年3月20日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	5,246	5,246
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	5,246	(※2) 5,246

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の全額を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月20日)	当事業年度 (2020年3月20日)
法定実効税率	34.2%	—
(調整)		
住民税均等割	2.6%	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8%	—
中小法人軽減税率	1.7%	—
評価性引当額の増減	1.5%	—
その他	2.2%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4%	—

(注)当事業年度につきましては、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社が使用している事務所等については、不動産賃貸契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確ではないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、札幌市と旭川市において、賃貸用の不動産及び駐車場を有しております。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△2,148千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は5,973千円（特別損失に計上）であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は516千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
貸借対照表計上額	期首残高	21,775	15,539
	期中増減額	△6,235	—
	期末残高	15,539	15,539
期末時価		12,545	12,545

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前事業年度の主な減少は、減損損失（5,973千円）であります。

3. 時価の算定方法

期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標を用いて調整を行ったものを含む)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当事業年度(自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)

当社のセグメントは歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
1 株当たり純資産額	118.62円	116.78円
1 株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	4.79円	△1.60円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2019年11月7日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失につきましては当該株式分割が前事業年度の期首時点で行われたと仮定して算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)	当事業年度 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	22,997	△7,662
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	22,997	△7,662
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,800,000	4,800,000

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)ほくほくファイナルグループ (優先株)	18,000	9,000
		(株)ヨシダ	4,267	2,133
計			22,267	11,133

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	131,650	489	–	132,140	66,266	2,760	65,873
車両運搬具	9,221	–	3,510	5,710	3,170	1,546	2,540
工具、器具及び備品	21,910	7,167	4,365	24,711	16,528	2,066	8,183
土地	73,347	–	–	73,347	–	–	73,347
リース資産	8,885	12,513	5,615	15,783	4,694	2,826	11,089
有形固定資産計	245,015	20,171	13,491	251,694	90,660	9,199	161,034
無形固定資産							
ソフトウェア	20,441	4,200	3,000	21,641	17,406	630	4,235
ソフトウェア仮勘定	1,728	87,546	52,358	36,916	–	–	36,916
電話加入権	503	–	–	503	–	–	503
無形固定資産計	22,672	91,746	55,358	59,060	17,406	630	41,654
長期前払費用	600	275	150	725	460	120	264

(注) 1. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

リース資産	本店他	複合機入替	9,333千円
ソフトウェア仮勘定	本店	販売管理システム(断念分)	50,630千円
	本店	販売管理システム(新規分)	36,916千円

2. 当期減少額の主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	本店	販売管理システム(断念分)	52,358千円
-----------	----	---------------	----------

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率	担保	償還期限
第4回無担保社債	2018年10月15日	50,000	50,000	0.38%	—	2023年10月13日
第5回無担保社債	2019年12月27日	—	50,000	0.26%	—	2024年12月27日
第6回無担保社債	2019年12月30日	—	50,000 (10,000)	0.28%	—	2024年12月30日

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
10,000	10,000	10,000	60,000	60,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	—	10,000	0.85	2021年6月
1年以内に返済予定のリース債務	1,617	3,705	—	2021年3月
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	—	35,000	0.85	2024年6月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	803	9,721	—	2024年4~9月
合計	2,420	58,427	—	—

(注) 1. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
2. 長期借入金及びリース債務(1年内に返済予定のものを除く)の貸借対照日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	10,000	10,000	10,000	5,000
リース債務	3,058	3,058	3,058	546

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,034	523	649	—	4,908
賞与引当金	—	12,283	—	—	12,283

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,828
預金	
普通預金	188,430
定期預金	200,063
計	388,493
合　　計	391,322

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社フラックス	544
合計	544

期日別内訳

期日	金額(千円)
2020年3月満期	188
4月満期	355
合計	544

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
札幌デンタルラボラトリ一	16,987
浦本歯科クリニック	12,274
三菱電機クレジット株式会社	11,075
こじま歯科クリニック	5,669
鳩が丘歯科クリニック	5,541
その他	396,352
合計	447,901

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{(B)}$
					<u>2</u> <u>365</u>
515,658	5,020,149	5,087,907	447,901	91.9%	35.0日

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

二. 商品

区分	金額(千円)
歯科器械・歯科材料等	104,193
合計	104,193

ホ. 貯蔵品

区分	金額(千円)
梱包資材	1,555
その他	26
合計	1,582

ヘ. 前払費用

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
マニュライフ生命保険株式会社	5,902
東京海上日動火災保険株式会社	1,926
エヌエヌ生命保険株式会社	1,190
佐川急便株式会社	855
株式会社ナカシン	180
その他	608
合計	10,664

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジーシー	176,633
株式会社ヨシダ	29,115
朝日レントゲン工業株式会社	28,121
株式会社モリタ	15,448
株式会社松風	13,388
その他	120,896
合計	383,603

ロ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
従業員	17,389
佐川急便株式会社	6,852
弁護士 上田正和	2,100
株式会社アイエス	1,356
ヤマト運輸株式会社	1,076
その他	7,685
合計	36,460

ハ. 未払費用

区分	金額(千円)
未払社会保険料	6,103
未払利息	293
合計	6,397

二. 前受金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
北海道歯科技術専門学校	6,928
合計	6,928

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月21日から翌年3月20日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月20日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月20日 毎年9月20日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	<p>取扱場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>取次所 —</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 該当事項はありません。</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>取次所 —</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	電子公告に方法により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.hokusan-kk.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年2月1日	山田美代子	旭川市	当社代表取締役の母親	山田哲哉	札幌市中央区	当社の代表取締役	35,000	—(注)3	贈与
2019年2月1日	山田美代子	旭川市	当社代表取締役の母親	山田由美子	旭川市	当社の代表取締役の姉	35,000	—(注)3	贈与
2019年2月1日	山田美代子	旭川市	当社代表取締役の母親	山田理乃	札幌市中央区	当社の代表取締役の長女	35,000	—(注)3	贈与
2019年2月1日	山田美代子	旭川市	当社代表取締役の母親	山田理加	札幌市中央区	当社の代表取締役の次女	35,000	—(注)3	贈与
2020年3月1日	山田時子	札幌市中央区	当社代表取締役の妻	山田哲哉	札幌市中央区	当社の代表取締役	33,500	—(注)3	贈与
2020年3月1日	山田時子	札幌市中央区	当社代表取締役の妻	山田理乃	札幌市中央区	当社の代表取締役の長女	15,000	—(注)3	贈与
2020年3月1日	山田時子	札幌市中央区	当社代表取締役の妻	山田理加	札幌市中央区	当社の代表取締役の次女	34,000	—(注)3	贈与

(注) 1. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期の翌日から定期株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。)の末日(2020年3月20日)から起算して2年前(2018年3月20日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等(従業員持株会社を除く。以下1.において同じ)が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)
役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名

- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 移動価格については、贈与により無償で移動しております。

第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

(2020年10月9日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山田 哲哉 (注)1、2	札幌市中央区	1,232,000	25.67%
高島 健二 (注)1	札幌市南区	943,000	19.65%
山田 美代子 (注)1、3	旭川市5条通	404,000	8.42%
山田 由美子 (注)1、3	旭川市5条通	370,500	7.72%
株式会社ヨシダ (注)1	東京都台東区上野7丁目6番9号	266,000	5.54%
三浦 康弘 (注)1、4	札幌市西区	255,000	5.31%
日新デンタル株式会社 (注)1	東京都台東区上野3丁目6番6号	213,000	4.44%
山田 理乃 (注)1、3	札幌市中央区	183,500	3.82%
山田 理加 (注)1、3	札幌市中央区	150,000	3.13%
東京歯科産業株式会社 (注)1	東京都千代田区外神田6丁目10番5号	114,000	2.38%
株式会社吉田製作所 (注)1	東京墨田区江東橋1丁目3番6号	114,000	2.38%
その他14名	—	555,000	11.56%
計	—	4,800,000	100.00%

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の二親等内の血族)

4. 当社の従業員

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年10月5日

北海道歯科産業株式会社

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

塙 俊介

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

北村 みよ子

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北海道歯科産業株式会社の2019年3月21日から2020年3月20日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道歯科産業株式会社の2020年3月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上